

○さいたま市特定非営利活動促進法施行細則

平成24年3月5日

規則第9号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 特定非営利活動法人（第2条—第17条）

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（第18条—第28条）

第4章 補則（第29条—第39条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し、特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）、特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）及びさいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 特定非営利活動法人

（設立の認証申請）

第2条 条例第2条第1項の申請書は、設立認証申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書に添付する法第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（設立の認証通知等）

第3条 市長は、法第12条第1項の規定による設立の認証を決定したときは、特定非営利活動法人設立認証通知書（様式第2号）により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第12条第1項の規定による設立の不認証を決定したときは、特定非営利活動法人設立不認証通知書（様式第3号）により、当該申請をした者にその旨及びその理由を通知するものとする。

（設立登記の届出）

第4条 法第13条第2項の規定による届出は、（設立、合併）登記完了届出書（様式第4

号)を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書に添付する法第13条第2項の登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通を、それぞれ添えるものとする。

(役員の変更等の届出)

第5条 法第23条第1項の規定による届出は、役員の変更等届出書(様式第5号)を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の役員名簿には副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第6条 条例第4条の申請書は、定款変更認証申請書(様式第6号)とする。

- 2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(定款の変更の認証通知等)

第7条 市長は、法第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定による定款の変更の認証を決定したときは、定款変更認証通知書(様式第7号)により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、法第25条第5項において準用する法第12条第1項の規定による定款の変更の不認証を決定したときは、定款変更不認証通知書(様式第8号)により、当該申請をした者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(定款の変更の届出)

第8条 条例第5条の届出書は、定款変更届出書(様式第9号)とする。

- 2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には副本1通を添えるものとする。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第9条 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の提出は、定款の変更の登記完了提出書(様式第10号)を市長に提出して行わなければならない。

- 2 法第25条第7項の規定により提出する登記事項証明書にはその写し1通を添えるものとする。

(事業報告書等の提出)

第10条 法第29条の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書(様式第11号)を市長

に提出して行わなければならない。

- 2 法第29条の規定により提出する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(事業の成功の不能による解散の認定申請等)

第11条 法第31条第2項の認定を受けようとするときは、同条第3項に規定する書面を添付した解散認定申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第31条第2項の規定により解散の認定をしたときは解散認定通知書(様式第13号)により、認定をしないときは解散不認定通知書(様式第14号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(解散の届出等)

第12条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した解散届出書(様式第15号)を市長に提出して行わなければならない。

- 2 法第31条の8の規定による届出は、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算人兼任届出書(様式第16号)を市長に提出して行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請等)

第13条 清算人は、法第32条第2項の認証を受けようとするときは、残余財産譲渡認証申請書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、法第32条第2項の規定により残余財産の譲渡の認証をしたときは残余財産譲渡認証通知書(様式第18号)により、認証をしないときは残余財産譲渡不認証通知書(様式第19号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(清算終了の届出)

第14条 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した清算終了届出書(様式第20号)を市長に提出して行わなければならない。

(合併の認証申請)

第15条 条例第8条第1項の申請書は、合併認証申請書(様式第21号)とする。

- 2 前項の申請書に添付する法第34条第5項において準用する法第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(合併の認証通知等)

第16条 市長は、法第34条第5項において準用する法第12条第1項の規定による合併の認証を決定したときは、合併認証通知書(様式第22号)により、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第34条第5項において準用する法第12条第1項の規定による合併の不認証を決定したときは、合併不認証通知書(様式第23号)により、当該申請をした者にその旨及びその理由を通知するものとする。

(合併登記の届出)

第17条 法第39条第2項において準用する法第13条第2項の規定による登記の届出は、(設立、合併)登記完了届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 前項の届出書に添付する法第13条第2項の登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録には副本1通を、それぞれ添えるものとする。

第3章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

(改称〔平成29年規則52号〕)

(認定等の申請)

第18条 条例第9条第1項の申請書は、認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書(様式第24号)とする。

2 条例第9条第2項において準用する同条第1項に規定する申請書は、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書(様式第25号)とする。

3 前2項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

4 第1項及び第2項の申請書には、法第44条第2項各号に掲げる書類のほか、滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書その他の過去3年間において滞納処分を受けたことがないことを証明するものを添付するものとする。

(認定等の通知)

第19条 市長は、法第44条第1項の規定による認定をしたときは、認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書(様式第26号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第44条第1項の規定による認定をしないことを決定したときは、認定特定非営利活動法人として認定しない旨の通知書(様式第27号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨及びその理由を通知するものとする。

(認定の有効期間の更新通知等)

第20条 市長は、法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新をしたときは、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新する旨の通知書(様式第28号)により、当該申請をした認定特定非営利活動法人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第51条第2項の規定による認定の有効期間の更新をしないことを決定したときは、認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新しない旨の通知書(様式第29号)により、当該申請をした認定特定非営利活動法人にその旨及びその理由を通知するものとする。

(代表者の氏名の変更の届出)

第21条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、(認定、特例認定)特定非営利活動法人の代表者変更届出書(様式第30号)を市長に提出して行わなければならない。

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

(役員報酬規程等の提出)

第22条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による法第54条第2項第2号から第4号までの書類の提出は、(認定、特例認定)特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書(様式第31号)を市長に提出して行わなければならない。

2 法第55条第1項の規定により提出する法第54条第2項第2号から第4号までの書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による法第54条第3項の書類の提出は、(認定、特例認定)特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書(様式第32号)を市長に提出して行わなければならない。

4 法第55条第2項の規定により提出する法第54条第3項の書類には副本1通を添えるものとする。

(一部改正〔平成29年規則52号・令和元年16号〕)

(特例認定の申請)

第23条 条例第12条第1項において準用する条例第9条第1項の特例認定を受けようとするときの申請書は、特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書(様式第33号)とする。

2 前項の申請書に添付する法第44条第2項第2号及び第3号の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

3 第18条第4項の規定は、第1項の申請書について準用する。

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

(特例認定等の通知)

第24条 市長は、法第58条第1項の規定による特例認定をしたときは、特例認定特定非営利活動法人として特例認定する旨の通知書(様式第34号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第58条第1項の規定による特例認定をしないことを決定したときは、特例認定特定非営利活動法人として特例認定しない旨の通知書(様式第35号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨及びその理由を通知するものとする。

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

(合併の認定申請)

第25条 条例第13条の規定により条例第8条第1項の申請書と併せて提出する申請書は、特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書(様式第36号)とする。

2 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の規定により前項の申請書に添付する書類のうち、同項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

(合併の認定通知等)

第26条 市長は、法第63条第1項の規定による合併の認定をしたときは、特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定をする旨の通知書(様式第37号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨を通知するものとする。

2 市長は、法第63条第1項の規定による合併の認定をしないことを決定したときは、特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定をしない旨の通知書(様式第38号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨及びその理由を通知するものとする。

3 市長は、法第63条第2項の規定による合併の認定をしたときは、特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をする旨の通知書(様式第39号)により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨を通知するものとする。

4 市長は、法第63条第2項の規定による合併の認定をしないことを決定したときは、特

定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をしない旨の通知書（様式第40号）により、当該申請をした特定非営利活動法人にその旨及びその理由を通知するものとする。

（一部改正〔平成29年規則52号〕）

（認定等の取消申請）

第27条 法第67条第1項第4号の規定による認定の取消し又は同条第3項において準用する同条第1項第4号の規定による特例認定の取消しの申請は、（認定、特例認定）特定非営利活動法人としての（認定、特例認定）の取消申請書（様式第41号）を市長に提出して行わなければならない。

（一部改正〔平成29年規則52号〕）

（認定等の取消通知）

第28条 市長は、法第67条第1項又は第2項の規定による認定の取消し又は同条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定による特例認定の取消しをしたときは、（認定、特例認定）特定非営利活動法人としての（認定、特例認定）の取消通知書（様式第42号）により、当該特定非営利活動法人にその旨及びその理由を通知するものとする。

（一部改正〔平成29年規則52号〕）

第4章 補則

（公表等の方法）

第29条 法第10条第2項の規定によるインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法による公表並びに法第49条第2項（法第51条第5項、法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）、法第63条第5項及び法第67条第4項において準用する場合を含む。）、法第53条第2項及び法第57条第2項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）並びに法第65条第6項（法第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、本市のホームページに掲載して行うものとする。

（一部改正〔平成29年規則52号・令和3年60号〕）

（縦覧等の場所等）

第30条 法第10条第2項に規定する縦覧に供する場所は、市民局市民生活部市民協働推進課内とする。

2 縦覧に供する日時は、さいたま市の休日をも定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 市長は、縦覧に供する書類の整理その他必要がある場合は、縦覧時間を変更し、又は臨

時に縦覧に供しない日を設けるものとし、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。

- 4 縦覧に供する書類は、市長の許可なく、縦覧に供する場所以外に持ち出してはならない。
- 5 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。
- 6 前各項の規定は、法第30条及び法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧及び謄写について準用する。

（一部改正〔平成27年規則40号〕）

（縦覧期間中の補正）

第31条 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正を行うときは、補正後の法第10条第1項の規定により提出された申請書又は同項各号に掲げる書類を添付した補正書（様式第43号）を市長に提出して行わなければならない。

- 2 前項の補正書に添付する補正後の法第10条第1項各号に掲げる書類のうち、同項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。

（一部改正〔平成29年規則52号・令和3年60号〕）

（身分証明書）

第32条 法第41条第3項（法第64条第7項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第44号）とする。

（一部改正〔平成29年規則52号〕）

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法）

第33条 条例第14条の規則で定める電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と条例第2条第1項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

- 2 条例第14条の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

- (1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）

(2) 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。

4 数通の同一の書面等の提出を必要とする申請等について、第2項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等が行われた場合には、当該申請等に必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

(追加〔令和5年規則97号〕)

(市長が行う電磁的記録による縦覧等の方法)

第34条 条例第15条の規則で定める方法は、電磁的記録に記載されている事項をインターネットを利用して縦覧又は閲覧に供する方法、市長に置かれる機関の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を市長に置かれる機関の事務所に備え置く方法とする。

(一部改正〔令和5年規則97号〕)

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による備置きの方法)

第35条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のいずれかとする。

(1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の備置きを行う場合は、必要に応じて電磁的記録に記載された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

(一部改正〔令和5年規則97号〕)

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成の方法)

第36条 条例第17条第2項の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

(一部改正〔令和5年規則97号〕)

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による閲覧の方法)

第37条 条例第18条第2項の規則で定める方法は、電磁的記録に記録されている事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を特定非営利活動法人の事務所に備え置く方法とする。

(一部改正〔令和5年規則97号〕)

(用紙の規格)

第38条 法、条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、日本産業規格A列4番の用紙を使用するものとする。ただし、官公署が発給するものについては、この限りでない。

(一部改正〔令和元年規則16号・5年97号〕)

(その他)

第39条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和5年規則97号〕)

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日規則第40号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第104号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則 (令和元年6月14日規則第16号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第22条の改正は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年6月7日規則第60号）

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

附 則（令和5年11月28日規則第97号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市特定非営利活動促進法施行細則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

申請者 干
住所又は居所
氏 名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

- 1 特定非営利活動法人の名称(ふりがな)
- 2 代表者の氏名(ふりがな)
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 3及び4には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 2 申請書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。
 - (1) 定款 [2通]
 - (2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) [2通]
 - (3) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (4) 各役員の住所又は居所を証明する書面
 - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - (6) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (7) 設立趣旨書 [2通]
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 [2通]
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 [2通]

様式第2号(第3条関係)

特定非営利活動法人設立認証通知書

指令第 号

申請者 住所又は居所
氏 名

年 月 日に申請を受け付けた次の特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により、認証します。

年 月 日

さいたま市長



- 1 法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地

様式第3号(第3条関係)

特定非営利活動法人設立不認証通知書

指令第 号

申請者 住所又は居所
氏 名

年 月 日に申請を受け付けた下記の特定非営利活動法人の設立については、次の理由により、認証しません。

年 月 日

さいたま市長

印

理由

記

- 1 法人の名称
- 2 代表者の氏名

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第4条、第17条関係)

〔設立〕
〔合併〕 登記完了届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

〔設立〕
〔合併〕 の登記を完了したので、特定非営利活動促進法〔第13条第2項
第39条第2項において準用する
同法第13条第2項〕の規定により、届け出ます。

備考 届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書〔正本1通及びその写し1通〕
- (2) 特定非営利活動促進法第14条の財産目録〔2通〕

様式第5号(第5条関係)

役員の変更等届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	(ふりがな) 氏 名	住所又は居所

備考

- 1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所(又は居所)の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 2 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 4 「住所又は居所」の欄には、さいたま市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 5 届出書には、変更後の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)[2通]を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して届出が行われた場合には、必要な数の変更後の役員名簿が提出されたものとみなす。
- 6 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面

様式第6号(第6条関係)(表)

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

備考

- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 2 申請書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款 [2通] 並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(当該定款の変更が特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。) [2通] を添付すること。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか、次の書類も添付すること。
 - (1) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) [2通]
 - (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面

様式第6号(第6条関係)(裏)

- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録)
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更を申請する場合には、2及び3に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する書類の写し
- (4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する書類の写し
- 5 電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。

様式第7号(第7条関係)

定 款 変 更 認 証 通 知 書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日に申請を受け付けた定款の変更については、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する第12条第1項の規定により、申請のとおり認証します。

年 月 日

さいたま市長



様式第8号(第7条関係)

定款変更不認証通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日に申請を受け付けた定款の変更については、次の理由により、
認証しません。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第8条関係)

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電 話 番 号

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、届け出ます。

1 変更の内容

変更後	変更前

2 変更の理由

備考

- 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載し、併せて、変更した時期を記載すること。
- 届出書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して届出が行われた場合には、必要な数の変更後の定款が提出されたものとみなす。
 - (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
 - (2) 変更後の定款 [2通]

様式第10号(第9条関係)

定款の変更の登記完了提出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明を提出します。

備考 提出書には、定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書〔正本1通及びその写し1通〕を添付すること。

様式第11号(第10条関係)

事業報告書等提出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第29条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により、前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等を提出します。

備考 提出書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して提出が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。

- (1) 前事業年度の事業報告書 [2通]
- (2) 前事業年度の活動計算書 [2通]
- (3) 前事業年度の貸借対照表 [2通]
- (4) 前事業年度の財産目録 [2通]
- (5) 前事業年度の年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿) [2通]
- (6) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面 [2通]

様式第12号(第11条関係)

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により、次のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 申請書には、目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

様式第13号(第11条関係)

解 散 認 定 通 知 書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日に申請を受け付けた解散認定については、特定非営利活動促進法第31条第2項の規定により、申請のとおり認定します。

年 月 日

さいたま市長



様式第14号(第11条関係)

解 散 不 認 定 通 知 書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日に申請を受け付けた解散認定については、次の理由により、認定しません。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号(第12条関係)

解 散 届 出 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

特定非営利活動促進法第31条第1項

第1号
第2号
第4号
第6号

に掲げる事由により、次のとおり特定非

営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

備考 届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第16号(第12条関係)

清算人 就任届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり [] の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

- 1 清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備考

- 1 [] には、特定非営利活動法人の名称を記載すること。
- 2 届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第17号(第13条関係)

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

備考 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。

様式第18号(第13条関係)

残余財産譲渡認証通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏 名

年 月 日に申請を受け付けた残余財産の譲渡については、特定非営利活動促進法第32条第2項の規定により、申請のとおり認証します。

年 月 日

さいたま市長



様式第19号(第13条関係)

残余財産譲渡不認証通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所
氏 名

年 月 日に申請を受け付けた残余財産の譲渡については、次の理由により、認証しません。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第20号(第14条関係)

清算終了届出書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

清算人 住所又は居所

氏 名

電 話 番 号

[] の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考

- 1 [] には、特定非営利活動法人の名称を記載すること。
- 2 届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

様式第21号(第15条関係)

合併認証申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

- 1

合併後存続する 合併によって設立する	特定非営利活動法人の名称(ふりがな)
-----------------------	--------------------
- 2 代表者の氏名(ふりがな)
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 3及び4には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 2 申請書には、次の書類を添付すること。ただし、電子情報処理組織を使用して申請が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本
 - (2) 定款 [2通]
 - (3) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿) [2通]
 - (4) 各役員が特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面
 - (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
 - (8) 合併趣旨書 [2通]
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書 [2通]
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 [2通]

様式第22号(第16条関係)

合 併 認 証 通 知 書

指令第 号

(特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

(特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

年 月 日に申請を受け付けた合併認証については、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第12条第1項の規定により、認証します。

年 月 日

さいたま市長



- 1 合併後存続(又は合併によって設立)する法人の名称
- 2 合併後の代表者氏名
- 3 合併後の主たる事務所の所在地

様式第23号(第16条関係)

合併不認証通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

(特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

年 月 日に申請を受け付けた下記の合併認証については、次の理由により、認証しません。

年 月 日

さいたま市長



理由

記

- 1 合併後存続(又は合併によって設立)する法人の名称
- 2 合併後の代表者氏名

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号(第18条関係)

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒		電話
	ふりがな			
	特定非営利活動法人の名称			
	ふりがな			
	代表者の氏名			本申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	設立年月日	年 月 日		
	事業年度	月 日から 月 日まで		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕		<input type="checkbox"/> 相対値基準 (原則) <input type="checkbox"/> 相対値基準 (小規模法人) <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
	認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
特例認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)			
認定特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				

上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒				
電話				
〒				
電話				

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒		電話
	ふりがな			
	特定非営利活動法人の名称			
	ふりがな			
	代表者の氏名			
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	事業年度	月 日から 月 日まで		
	認定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 相対値基準 (原則) <input type="checkbox"/> 相対値基準 (小規模法人) <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	認定の有効期間の満了日の6月前の日	年 月 日		
	認定の有効期間の満了日の3月前の日	年 月 日		
特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				

上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒				
電話				
〒				
電話				

様式第26号(第19条関係)

認定特定非営利活動法人として認定する旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請については、次の期間を有効期間として認定することとしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第27号(第19条関係)

認定特定非営利活動法人として認定しない旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請については、次の理由から認定しないこととしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第28号(第20条関係)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新する旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付でされた認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けるための申請については、次の期間を有効期間として認定の有効期間を更新することとしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



認定の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第29号(第20条関係)

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新しない旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付けでされた認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新を受けるための申請については、次の理由から認定の有効期間を更新しないこととしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長

印

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第30号(第21条関係)

〔認定〕
〔特例認定〕 特定非営利活動法人の代表者変更届出書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒
	ふりがな	電話
	特定非営利活動法人の名称	
	ふりがな	
	代表者の氏名	
	認定(特例認定)の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
代表者を変更したので、特定非営利活動促進法〔第53条第1項 第62条において準用する同法第53条第1項〕の 規定に基づき届け出ます。		
変更年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

〔 認定
特例認定 〕 特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒	電話
	ふりがな		
	特定非営利活動法人の名称		
	ふりがな		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)の有効期間	事業年度	
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		
特定非営利活動促進法〔第55条第1項 第62条において準用する同法第55条第1項〕の規定に基づき、以下の書類を提出します。			
1 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程〔2通〕 <提出しない場合> 最後に役員報酬規程を提出した事業年度____年度 最後に職員給与規程を提出した事業年度____年度			
2 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類〔2通〕 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に規定する内閣府令で定める事項)			
(1) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 (2) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引 (3) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 (4) 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給(ロに係る部分を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額 (5) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 (6) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日			
3 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類〔2通〕			
4 電子情報処理組織を使用して提出が行われた場合には、必要な数の書類等が提出されたものとみなす。			

様式第32号(第22条関係)

〔認定〕
〔特例認定〕 特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒	
	ふりがな	電話	
	特定非営利活動法人の名称		
	ふりがな		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	年	月
認定(特例認定)の有効期間	年	月	日から 年 月 日まで
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法〔第55条第2項 第62条において準用する同法第55条第2項〕の 規定に基づき、同法第54条第3項の書類を提出します。			

様式第33号(第23条関係)

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

(宛先)さいたま市長	年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
		ふりがな		
		特定非営利活動法人の名称		
		ふりがな		
		代表者の氏名		
		設立年月日	年 月 日	
		事業年度	月 日から 月 日まで	
		過去の認定の有無	有 ・ 無	
		過去の特例認定の有無	有 ・ 無	
特定非営利活動促進法第58条第1項の特例認定を受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒				
電話				
〒				
電話				

様式第34号(第24条関係)

特例認定特定非営利活動法人として特例認定する旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付でされた特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請については、次の期間を有効期間として特例認定することとしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



特例認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第35号(第24条関係)

特例認定特定非営利活動法人として特例認定しない旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付けでされた特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請については、次の理由から特例認定しないこととしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第36号(第25条関係)

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒		
	ふりがな	電話		
	特定非営利活動法人の名称			
	ふりがな			
	代表者の氏名			
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	<input type="checkbox"/> 認定 の有効期間 <input type="checkbox"/> 特例認定	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 相対値基準 (原則) <input type="checkbox"/> 相対値基準 (小規模法人) <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日から 月 日まで			
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので申請します。				
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分	
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外	

様式第37号(第26条関係)

特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定をする旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付けでされた特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定を受けるための申請については、合併後存続する又は合併によって設立した特定非営利活動法人 [] が貴法人の次の期間の認定の地位を継承するものとして認定することとしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長

印

認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第38号(第26条関係)

特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定をしない旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付でされた特定非営利活動促進法第63条第1項の合併の認定を受けるための申請については、次の理由から認定しないこととしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第39号(第26条関係)

特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をする旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付けでされた特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定を受けるための申請については、合併後存続する又は合併によって設立した特定非営利活動法人 [] が貴法人の次の期間の特例認定の地位を継承するものとして認定することとしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



特例認定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第40号(第26条関係)

特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定をしない旨の通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

年 月 日付でされた特定非営利活動促進法第63条第2項の合併の認定を受けるための申請については、次の理由から認定しないこととしたので通知します。

年 月 日

さいたま市長



理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第41号(第27条関係)

〔認定
特例認定〕 特定非営利活動促進法人としての 〔認定
特例認定〕 の取消申請書

年 月 日 (宛先)さいたま市長	主たる事務所の所在地	〒	
	ふりがな	電話	
	特定非営利活動法人の名称		
	ふりがな		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)を受けた日	年 月 日	
特定非営利活動促進法〔第44条第1項 第58条第1項〕の〔認定 特例認定〕を取り消したいので申請します。			
(認定又は特例認定の取消しを申請する理由)			
.....			
.....			
.....			
.....			
.....			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒			
電話			
〒			
電話			

様式第42号(第28条関係)

〔認定
特例認定〕特定非営利活動促進法人としての〔認定
特例認定〕の取消通知書

指令第 号

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)
(特定非営利活動法人の名称)
代表者氏名

年 月 日付けの〔認定
特例認定〕特定非営利活動法人としての〔認定
特例認定〕は、
次の理由により取り消したので通知します。

なお、〔認定
特例認定〕の取消しの基因となった事実が生じた日は 年 月 日であ
り、当該〔認定
特例認定〕の取消しにより貴法人が〔認定
特例認定〕特定非営利活動法人であった期
間は、 年 月 日までとなります。

年 月 日

さいたま市長

印

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第43号(第31条関係)

補 正 書

年 月 日

(宛先)さいたま市長

〒

(申請者の住所又は居所若しくは
特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)
(申請者の氏名又は
特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名)
電話番号

年 月 日に申請した[]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

1 補正の内容

補正後	補正前

2 補正の理由

備考

- []には、申請書の場合は、その申請書の名称(「設立認証申請書」等)を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言(「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等)を記載すること。
- 1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、次の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2通を添付すること(電子情報処理組織を使用して補正が行われた場合には、必要な数の書類が提出されたものとみなす。)
 - 定款
 - 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
 - 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款の変更の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款の変更の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書

様式第44号(第32条関係)

(表 面)

第 号
身 分 証 明 書
職名 氏名
上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項及び第64条第1項の規定により、検査を行う者であることを証明する。
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写真</div>
年 月 日発行
さいたま市長 印

(裏 面)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第1項及び第64条第1項の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。
特定非営利活動促進法(抜粋)
(報告及び検査)
第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

様式第1号（第2条関係）

（一部改正〔令和3年規則32号・5年97号〕）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第4号（第4条、第17条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第5号（第5条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第6号（第6条関係）（表）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第6号（第6条関係）（裏）

（一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第9号（第8条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第10号（第9条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第11号（第10条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第12号（第11条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第13号（第11条関係）

様式第14号（第11条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第15号（第12条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第16号（第12条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第17号（第13条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第18号（第13条関係）

様式第19号（第13条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第20号（第14条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第21号（第15条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第22号（第16条関係）

様式第23号（第16条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第24号（第18条関係）

（一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕）

様式第25号（第18条関係）

（一部改正〔令和5年規則97号〕）

様式第26号（第19条関係）

様式第27号（第19条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第28号（第20条関係）

様式第29号（第20条関係）

（一部改正〔平成28年規則104号〕）

様式第30号（第21条関係）

（一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕）

様式第31号（第22条関係）

（一部改正〔平成29年規則52号・令和3年60号・5年97号〕）

様式第32号（第22条関係）

（一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕）

様式第33号（第23条関係）

（一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕）

様式第34号（第24条関係）

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

様式第35号(第24条関係)

(一部改正〔平成28年規則104号・29年52号〕)

様式第36号(第25条関係)

(一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕)

様式第37号(第26条関係)

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

様式第38号(第26条関係)

(一部改正〔平成28年規則104号・29年52号〕)

様式第39号(第26条関係)

(一部改正〔平成29年規則52号〕)

様式第40号(第26条関係)

(一部改正〔平成28年規則104号・29年52号〕)

様式第41号(第27条関係)

(一部改正〔平成29年規則52号・令和5年97号〕)

様式第42号(第28条関係)

(一部改正〔平成28年規則104号・29年52号〕)

様式第43号(第31条関係)

(一部改正〔平成29年規則52号・令和3年60号・5年97号〕)

様式第44号(第32条関係)

(一部改正〔平成29年規則52号〕)